

久喜市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

久喜市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成２２年久喜市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３７年３月３１日」を「令和１７年３月３１日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。